

認知症高齢者・障害者等 行方不明検索システム事業実施要領

1. 目的

認知症高齢者・障害者等の徘徊が急増しており、一瞬も目を離せない介護者の精神的な負担は計り知れない。また、徘徊からの時間経過が増すほど本人を探す範囲は広がり、家族や知人のみでの検索は困難となっていく。

この事業は、「認知症高齢者・障害者等 行方不明検索システム」（以下「システム」という）を利用してシステム登録者の協力を得ることにより、地域全体で行方不明者の早期発見に寄与することを目的とする。

2. 実施主体及びシステムの管理者

豊中市（長寿安心課・障害福祉課・地域共生課）

3. 協力団体・機関

豊中市（長寿社会政策課）

豊中市社会福祉協議会

豊中市消防

豊中警察署

豊中南警察署

豊中市介護保険事業者連絡会

豊中市老人介護者（家族）の会

豊中市地域包括支援センター連絡協議会

豊中市障害者啓発活動委員会

豊中市障害者自立支援協議会

4. 利用者

(1) 検索依頼者

自宅や施設などから外出したときに行方不明となる心配がある市内に居住する認知症高齢者や障害者等（以下「対象者」という）の家族又は介護する者

(2) 検索協力者

対象者の検索に協力する者

5. システムへの登録及び登録情報の削除について

システムの登録及び登録情報を削除する場合は、別に定める利用規約に同意した上で地域共生課へ申し込まなければならない。

ただし、次の場合、実施主体は利用申請を非該当とし、登録情報を削除することができる。

(1) 検索依頼者又は検索協力者が対象者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律又は障害者の養護者に対する支援等に関する法律に規定する行為を行っているとき。

- (2)対象者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・ストーカー行為等の規制等に関する法律・児童虐待の防止等に関する法律に規定する行為、及びこれらに準ずる行為の被害者であり、豊中市に対して住民基本台帳事務における支援措置を申し出ているとき。
- (3)その他実施主体が利用を認められないと判断したとき。

6. 情報管理者

- (1) 検索協力者の情報については、地域共生課
- (2) 検索依頼者及び対象者の情報については、実施主体

7. システムにおける配信情報内容

- (1) 対象者の検索に関する情報
- (2) 情報を共有することが有益であると実施主体が必要と判断した事項

8. 情報の管理

(1) 情報の保護

システム登録者の個人情報管理は、豊中市が定める情報セキュリティポリシー等に定めるところにより実施主体が情報保護を講じるものとする。

(2) 情報配信の停止および一部停止

実施主体が下記の事由により情報配信が困難であると判断した場合は、一部停止又は、停止することができる。

- ① 保守点検、および天災などの不可抗力により運用が困難になった場合
- ② その他情報セキュリティの保護などやむをえない理由によりシステムの運用が困難な場合

9. 個人情報の取扱い

システムの利用にかかわる全ての者は、豊中市個人情報保護条例の趣旨に基づき個人情報の取扱いに注意するものとする。

10. システム

- (1) このシステムは、事前に実施主体に届け出ていた対象者が行方不明になったときに、検索依頼者がシステムを介して、検索協力者に対し一斉に情報を送信することで検索協力を呼びかけるものである。
- (2) 検索協力者は、対象者を発見した場合、システムを介して検索依頼者へその旨を伝え、対象者の安全を確保するため必要な措置を講じる。
- (3) システムへの登録及び削除には、原則として月曜日から金曜日の 9 時～17 時の間行うとする。

11. 免責

このシステムで検索依頼者及び検索協力者が提供した情報により検索依頼者及び検索協力者又は第三者が被った被害については、実施主体及び協力団体・機関は一切責任

を負わない。

12. その他

この要領に定めない内容については、その都度、実施機関および協力団体・機関などで協議し実施する。

- 附則 この要領は平成 19 年(2007 年)5 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は平成 21 年(2009 年)3 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は平成 23 年(2011 年)4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は平成 25 年(2013 年)4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は平成 27 年(2015 年)4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は平成 29 年(2017 年)8 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は平成 31 年(2019 年)4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は令和 5 年(2023 年)11 月 1 日より施行する。